# 令和７年６月定例会

# 厚 生 委 員 会 資 料
# （　保　健　所　）

厚 生 委 員 会 資 料
令和７年６月１９日
衛　生　検　査　課

# 秋田市公衆浴場法施行条例の一部改正について

## １　条例改正の背景

全国的なサウナブームなど、アウトドアサウナ等公衆浴場の営業形態が多様化していることを踏まえ、サウナ営業をはじめとする様々な営業形態に柔軟に対応できるよう衛生および風紀に必要な措置の基準を改めるとともに、規定を整備するものである。

## ２　条例改正の内容

(1)　公衆浴場の類型について

| 一般公衆浴場 | その他の公衆浴場 | | |
|---|---|---|---|
| 地域住民にとって保健衛生上必要な公衆浴場<br><br>例）銭湯 | １<br>風営法第２条第６項第１号に規定する営業に係る公衆浴場<br><br>例）個室付浴場 | ２<br>主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場<br><br>例）サウナ単独施設、アウトドアサウナ等 | ３<br>１、２以外のその他の公衆浴場<br><br>例）健康ランド、スポーツ施設附帯の浴場等 |

(2)　一般公衆浴場の衛生措置等の基準の改正について（第３条関係）

| 項目 | 改正前の規定 | 改正後の規定 |
|---|---|---|
| (新旧３条１項１号)<br>脱衣室および浴室の照明 | 白色、照度30ルクス以上 | 十分な照度を保つこと |
| (旧３条１項１号)<br>浴槽内の湯 | 適温の湯を満たしておくこと | （削除） |
| (新３条１項７号)<br>サウナ設備等設置 | （新設） | 温度計および温度調節器を備えること |

(3)　主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場の衛生措置等の基準の改正について（第４条第２項関係）

| 項目 | 改正前の規定 | 改正後の規定 |
|---|---|---|
| (旧４条１項)<br>浴室への浴槽の設置 | 適用 | （適用除外） |
| (旧４条１項)<br>浴槽、循環ろ過機、水位計配管等の維持管理 | 適用 | （浴槽を設置しない場合は適用除外） |
| (新旧４条２項１号)<br>浴室の床面積 | 15㎡以上 | 入浴者数に応じた適正な広さであること |
| (新旧４条２項２号)<br>脱衣所の床面積 | 浴室の床面積の２分の１以上 | 入浴者数に応じた適正な広さであること |
| (新４条２項３号旧４条１項)<br>浴室への湯水の供給 | 湯および水を供給できること | 湯又は水を供給できること |

(4) 風営法規制対象の公衆浴場および主としてサウナ等を利用させる公衆浴場以外のその他の公衆浴場の衛生措置基準について（第４条第３項関係）

| 一般公衆浴場 | その他の公衆浴場 | | |
|---|---|---|---|
| 地域住民にとって保健衛生上必要な公衆浴場<br><br>例）銭湯 | 1<br>風営法第２条第６項第１号に規定する営業に係る公衆浴場<br><br>例）個室付浴場 | 2<br>主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場<br><br>例）サウナ単独施設、アウトドアサウナ等 | 3<br>１、２以外のその他の公衆浴場<br><br>例）健康ランド、スポーツ施設附帯の浴場等 |

一般公衆浴場の基準を適用

(5) 風営法規制対象以外のその他の公衆浴場の衛生措置等の基準の緩和について（第４条第４項関係）

| 一般公衆浴場 | その他の公衆浴場 | | |
|---|---|---|---|
| 地域住民にとって保健衛生上必要な公衆浴場<br><br>例）銭湯 | 1<br>風営法第２条第６項第１号に規定する営業に係る公衆浴場<br><br>例）個室付浴場 | 2<br>主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場<br><br>例）サウナ単独施設、アウトドアサウナ等 | 3<br>１、２以外のその他の公衆浴場<br><br>例）健康ランド、スポーツ施設附帯の浴場等 |

市長が衛生上、風紀上支障のないときは, 基準の一部を適用しない

(6) 衛生上および風紀上支障がないと認める公衆浴場について、特例を定めることができる衛生措置等の基準の改正について（第５条関係）

| 追加項目 | 改正により得られる効果 |
|---|---|
| サウナ設備の温度調節器 | 薪ストーブ等が熱源の場合は温度調節器の設置を求めない。 |
| 男女別の便所の設置 | 利用が男女いずれかに限られる場合は、男女別便所の設置を求めない。 |
| 外部からの見通し | 水着等着用の場合は、外部からの見通し防止措置を求めない。 |

## ３　施行期日

公布の日からとする。

秋田市公衆浴場法施行条例新旧対照表

| 改　正　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 第１条　（略）<br>（場所の配置の基準）<br>第２条　法第２条第３項の規定による一般公衆浴場（同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的および形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。以下同じ。）の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の設置の場所が既設の一般公衆浴場から直線による距離で350メートル以上離れたところでなければならないこととする。ただし、市長が、予想される利用者の数、人口密度、土地の状況その他特別の事情を考慮し、公衆衛生上特に必要があると認めるときは、この限りでない。 | 第１条　（略）<br>（場所の配置の基準）<br>第２条　法第２条第３項の規定による公衆浴場（以下「浴場」という。）の設置の場所の配置の基準は、新たに設置される浴場の設置の場所が既設の浴場から直線による距離で350メートル以上離れたところでなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>(1) 工場、事業場等の福利厚生施設である浴場を設置するとき。<br>(2) 個室内に入浴設備を設け、又は蒸気もしくは熱気を利用する浴場を設置するとき。<br>(3) 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。<br>(4) 休養もしくはスポーツをするための施設を有する浴場又はこれらの施設に附帯する浴場を設置するとき。<br>(5) 構造設備を変更し、同一の営業形態の浴場を設置するとき。<br>(6) 既設の浴場を譲り受け、引き続き浴場を設置するとき。<br>(7) 土地の状況その他特別の事情があると市長が認めるとき。 |
| （一般公衆浴場の衛生措置等の基準）<br>第３条　法第３条第２項の規定による浴場業を営む者が講じなければならない一般公衆浴場についての換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置（次条において「衛生措置等」という。）の基準は、次に掲げるとおりとする。<br>(1) 脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。<br>(2) 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。<br>(3) 脱衣室および浴室は、十分な照度を保つこと。<br>(4) 脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。<br>(5) 浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワー設備を設け、湯および水を十分に供給すること。<br>(6) 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。<br>(7) 蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備（次条において「サウナ室又はサウナ設備」 | （衛生措置等の基準）<br>第３条　法第３条第２項の規定による浴場業を営む者が講じなければならない浴場（前条第２号に掲げる浴場を除く。）についての換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次に掲げるとおりとする。<br>(1) 脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。<br>(2) 浴室には、湯気抜きのための設備をすること。<br>(3) 脱衣室および浴室の照明は、白色とし、床面の照度を30ルクス以上とすること。<br>(4) 浴槽には、適温の湯を満たしておくこと。<br>(5) 浴室には、上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワーを設け、湯および水を十分に供給すること。<br>(6) 供給する湯および水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。<br>(7) 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。<br>(8) 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。 |

という。）を設置する場合は、温度計および温度調節器を備えること。
(8) 浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
(9) 洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
(10) 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
(11) 供給する湯および水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。
(12) 浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（第15号および第16号において「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（次号および第20号において「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあっては、１週間に１回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。
(13) 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（次号において「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。
(14) 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。
(15) 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（第17号において「集毛器」という。）を設けること。
(16) 循環ろ過設備は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
(17) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。
(18) 水位計配管は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
(19) 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、１月に１回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
(20) 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
(21) シャワー設備は、６月に１回以上点検するとともに、１年に１回以上洗浄し、および消毒すること。
(22) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
(23) 入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための設備を設けること。
(24) 男女用に区別した入浴者用便所を設け、石け

(9) 浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（以下「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあっては、１週間に１回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。
(10) 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（以下「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。
(11) 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。
(12) 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（以下「集毛器」という。）を設けること。
(13) 男女用に区別した入浴者用の便所を設け、その手洗設備には、消毒液、石けんその他これに類するものを常備すること。
(14) 循環ろ過設備は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
(15) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。
(16) 水位計配管は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
(17) 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、１月に１回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
(18) 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
(19) シャワー設備は、６月に１回以上点検するとともに、１年に１回以上洗浄し、および消毒すること。
(20) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
(21) 入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための棚又は容器を設備すること。
(22) 入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。
(23) 脱衣室および浴室は、浴場の外部から見通すことができないようにすること。
(24) ７歳以上の男女を混浴させないこと。

ん、消毒液その他これらに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を備えること。

(25) 入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。

(26) 脱衣室および浴室は、公衆浴場の外部から見通すことができないようにすること。

(27) ７歳以上の男女を混浴させないこと。

（その他の公衆浴場の衛生措置等の基準）

第４条　一般公衆浴場以外の公衆浴場（次項および第３項において「その他の公衆浴場」という。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項第１号に該当する営業に係る公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第２号、第３号、第７号、第11号および第13号から第23号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 個室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 個室には、浴槽を設けること。

(3) 個室には、上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワー設備を設けること。

(4) 個室の床面積は、５平方メートル以上とすること。

(5) 個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。

(6) 個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ0.3メートル以上の透明ガラス窓を設けること。

(7) 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。

(8) 待合室および従業員の更衣室を設けること。

(9) 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。

(10) タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者１人ごとに取り替えること。

(11) 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。

(12) 個室には、施錠しないこと。

(13) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。

(14) 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。

２　その他の公衆浴場のうち、前項に定める基準に係るもの以外のもので主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第２号から第４号まで、第７号および第11号から第27号までの規定（浴室に浴槽を設けない場合にあっては、同条第12号から第18号まで、同条第19号（浴槽に関する部分に限る。）、同条第20号

（個室内に入浴設備を設ける浴場等の衛生措置等の基準）

第４条　個室内に入浴設備を設ける浴場についての衛生措置等の基準は、前条第２号、第３号、第５号、第６号、第10号から第12号までおよび第14号から第20号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 個室には、換気のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。

(2) 蒸し機には、温度計および温度調整器を備えること。

(3) 個室には、浴槽を設けること。

(4) 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。

(5) タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者１人ごとに取り替えること。

(6) 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。

(7) 個室には、入浴者の衣類を保管するための設備をすること。

(8) 個室の床面積は、５平方メートル以上とすること。

(9) 個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。

(10) 個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ0.3メートル以上の透明ガラス窓を設けること。

(11) 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。

(12) 個室には、施錠しないこと。

(13) 待合室および従業員の更衣室を設けること。

(14) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。

(15) 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。

２　蒸気又は熱気を利用する浴場についての衛生措置等の基準は、前条第２号から第６号までおよび第９号から第24号までの規定ならびに前項第１号から第３号まで、第５号、第６号、第14号および第15号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 浴室の床面積は、15平方メートル以上とすること。

(2) 脱衣室の床面積は、浴室の床面積の２分の１以上とすること。

| | |
|---|---|
| および第22号の規定を除く。）ならびに前項第10号、第11号、第13号および第14号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。<br>(1) 浴室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。<br>(2) 浴室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。<br>(3) 浴室には、上がり用湯栓もしくは上がり用水栓又は湯もしくは水の出るシャワー設備を設けること。<br>３　その他の公衆浴場のうち、前２項に定める基準に係るもの以外のものについての衛生措置等の基準は、前条の規定の例によるものとする。<br>４　前２項に定める基準に係る公衆浴場については、市長が当該公衆浴場の利用形態等を考慮し、衛生上および風紀上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。 | |
| （衛生措置等の基準の特例）<br>第５条　市長は、常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する公衆浴場その他衛生上および風紀上支障がないと認める公衆浴場については、第３条第６号、第７号、第10号、第12号および第24号から第27号までに規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。 | （衛生措置等の基準の特例）<br>第５条　市長は、第２条第３号に掲げる浴場その他衛生上および風紀上支障がないと認める浴場については、第３条第３号、第７号から第９号まで、第22号および第24号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。 |
| 第６条　（略） | 第６条　（略） |

厚生委員会資料
令和７年６月１９日
保健総務課
保健予防課

# 第４次秋田市食育推進計画の策定について

## １　策定の趣旨

国は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に進めること等を目的として、平成17年に「食育基本法」を、平成18年には「食育推進基本計画」を定め、食育を国民運動の一環として推進している。

本市においては、平成24年に「元気なあきたは食事から」を基本理念とする「秋田市食育推進計画」を策定し、健全な食生活を実践する力を育む食育の推進に取り組んできたところであるが、現在の第３次計画の計画期間が令和７年度で終了することから、これまでの推進の成果や課題等を踏まえ、令和８年度を初年度とする次期計画を策定するものである。

## ２　計画期間

令和８年度から令和12年度まで（国の計画に合わせ５年間とする予定）
※国、県も本年度中に次期計画を策定予定

## ３　計画の位置づけ

食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」であり、秋田市総合計画における分野ごとの個別計画である。

## ４　策定体制

次期計画の策定にあたり、計画に位置付ける施策の検討や庁内の連絡調整を図るため、食育推進計画検討委員会と庁内ワーキンググループを設置する。

(1)　食育推進計画検討委員会（※）
食育推進事業を実施している課所室の長で構成するほか、食育に関する専門的な見地を持つ有識者（３名）をアドバイザーとして任命する。

(2)　庁内ワーキンググループ
食育推進事業を実施している課所室の実務者（栄養士、保健師等）で構成

※食育推進計画検討委員会（案）
事務局：保健総務課
委　員：市民生活部、保健所、子ども未来部、子ども家庭センター、環境部、産業振興部、教育委員会の食育推進事業を実施している課所室の長

## ５　策定スケジュール（予定）

| 実施時期 | | 実施内容 |
|---|---|---|
| 令和７年 | ７月 | 第１回検討委員会の開催（構成、基本的方針等について） |
| | 11月 | 第２回検討委員会の開催（素案について） |
| | 12月 | 厚生委員会に説明（素案について） |
| | | パブリックコメント等 |
| 令和８年 | ２月 | 第３回検討委員会の開催（成案について） |
| | ３月 | 厚生委員会に説明（成案について） |

厚生委員説明資料
令和７年６月１９日
保　健　総　務　課

## 秋田市における遠隔医療の推進について

高齢化の進捗やさらなる人口減少が進むことで、医師や医療機関が人口の分布に応じて偏在していくことが懸念されており、本市においても、都市部から離れた医療機関の少ない地域における医療提供体制の確保が課題となっていることから、秋田大学医学部附属病院との連携による遠隔医療の推進に取り組んできたところである。

### １　これまでの取組

・令和５年度に、過疎地域等における医療提供体制の確保と患者の心理的･身体的･経済的負担の軽減を目的に、秋田大学医学部附属病院が導入した｢遠隔医療システム車両｣の整備費用を全額補助。

・令和６年３月１２日に、遠隔医療の推進や感染症対策などに関し、秋田大学との連携･協力を推進するため、地域医療に関する覚書を締結。

・秋田大学医学部附属病院では、本市の支援により整備した遠隔医療システム車両を使用したオンライン診療を、令和６年３月から岩見三内地区で、令和７年３月からは大正寺地区で開始した。両地区において、これまで計１６回（岩見三内１４回、大正寺２回)、延べ２５人に対し診療等を実施。

・令和７年度は、遠隔医療システム車両に搭載する携帯型眼底撮影装置などの機材導入を支援する予定。

遠隔医療システム車両

車両内部

診療の様子

### ２　今後の取組

(1) 今年度は、引き続き岩見三内地区および大正寺地区での診療を実施する(各地区月２回をめどに診療活動を行う。)。

(2) 診療の対象を大学病院のかかりつけ患者から、両地区の一般の方へ拡大する。

(3) 毎月行っている打ち合わせを継続し、診療計画や市民への周知方法等など、秋田大学医学部附属病院と連携しながら診療活動を実施していく。

(4) 令和８年度以降の対象地域の拡大を視野に、診療活動で得たノウハウの蓄積、災害時や感染症拡大時における当該車両の活用体制等について協議する。

厚 生 委 員 会 資 料
令和７年６月１９日
健　康　管　理　課

# 秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

## １　趣旨

国および県が改定した新型インフルエンザ等対策行動計画と本市の行動計画の整合性を図るため、既存の計画を改定し平時から新型インフルエンザ等の感染症対策を推進する。

改定案は、本市の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、今年度新たに設置する、学識経験者等で構成される（仮称）秋田市感染症対策連携協議会（以下「協議会」）において協議する。

## ２　改定の根拠と評価

(1) 根拠法令　新型インフルエンザ等対策特別措置法
(2) 計画期間　改定日から次期改定まで
(3) 評　　価　協議会へ取組状況を毎年報告して実施状況を検証し、必要に応じて改定を検討する。

## ３　計画の位置づけ

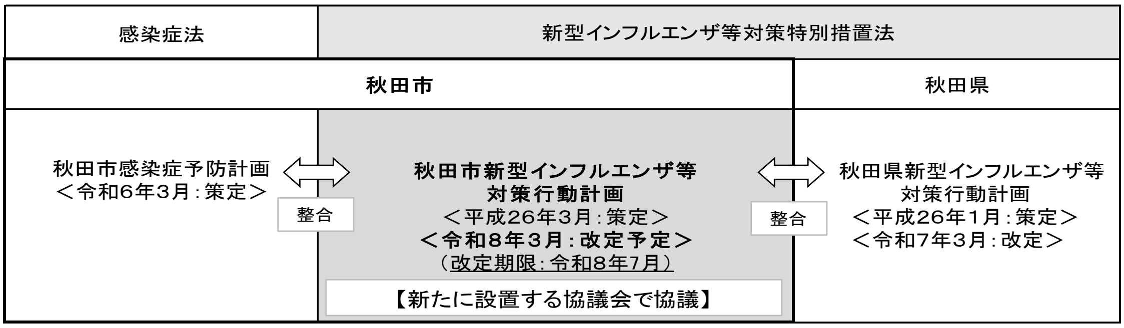


## ４　主な改定内容

政府行動計画、秋田県行動計画の改定内容を反映させる。
(1) 新型インフルエンザのほか、新興感染症にも対応
(2) 対策時期を準備期・初動期・対応期とし、準備期の取組を充実
(3) 対策を６項目から１３項目に拡充
(4) 本市の新型コロナウイルス感染症対応の検証結果を反映

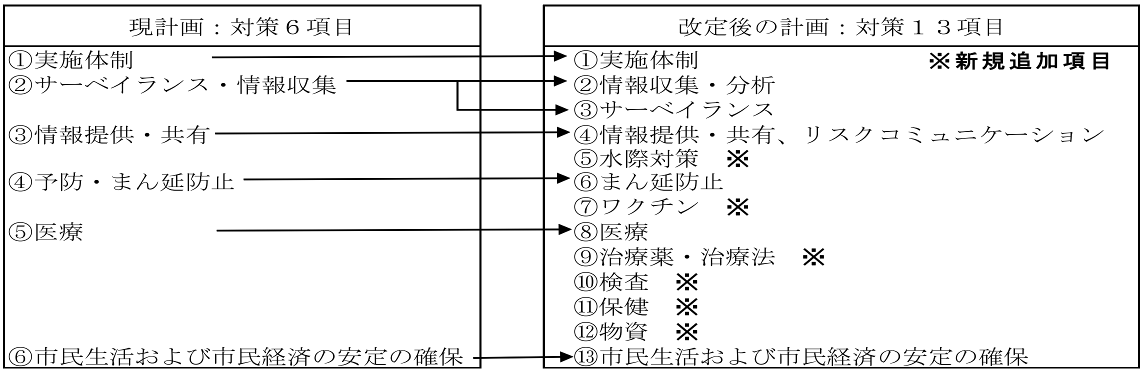


## ５　行動計画改定のスケジュール

| 時期 | | 実施項目 | 内容 |
|---|---|---|---|
| ７年 | ９月 | 第１回協議会 | 計画骨子・素案の協議 |
| | | 市議会（厚生委員会） | 計画骨子・素案の説明 |
| | １１月 | 第２回協議会 | 計画素案の協議 |
| | １２月 | 市議会（厚生委員会） | 計画素案の説明 |
| ８年 | １月 | パブリックコメント | |
| | ２月 | 第３回協議会 | 計画成案の説明 |
| | ３月 | 市議会（厚生委員会） | 計画成案の説明 |
| | | | 公表 |

＜参考＞
・秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成２６年３月策定）
https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005372/1005705.html
・秋田市感染症予防計画（令和６年３月策定）
https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005371/1040361.html